

情報共有システム試行の流れ

【発注者が指定する場合】

各所属で候補となる（要領「3．対象工事」に該当する）工事を**開始**選定

↓
入札時、当該工事が情報共有システム試行の対象工事であることを特記仕様書に明示（要領「9．特記仕様書への明示例」参照）

↓
工事契約後、やむを得ない理由がある場合は、受注者間協議により対象工事から外すものとし、その旨、工事打合せ簿（協議書）を取り交わす。

【受注者が希望する場合】

工事契約後、試行を希望する旨、工事打合せ簿（協議書）を取り交わす。**開始**

↓ やむを得ず実施しない場合

試行を実施しない

↓
速やかに協議書を建設技術企画課へ提出 **終了**

↓ 試行を実施する場合

試行決定

↓
受発注者協議により、使用するシステムを決定する

↓
ベンダ（情報共有システムを提供する会社）に
来所してもらい、システムの操作方法等を確認 **必要に応じて**

↓
試行の対象書類を定めるため、情報共有システム試行事前協議チェックシート（別紙1）により受発注者間で協議を行う。
決定後、すみやかに建設技術企画課に報告する（チェックシートの提出）

原則、試行の内容(対象書類等)は、受注者の希望するとおりに実施する。

↓
本県の様式以外の様式を使用する場合は、予め、その旨紙の協議書を取り交わす（ベンダによっては国交省の打合せ簿しか使用できない場合があります）。

↓
情報共有システムの試行を実施 **試行実施**

↓
工事完成検査までに建設技術企画課へアンケート（別紙2 - 、 ）を提出 **終了**